

社会福祉法人長崎北保育園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人長崎北保育園 定款第8条及び第21条の規程にもとづき、定款第5条の評議員及び定款第15条の役員に対しての報酬等に関して必要な事項をさだめたものとする。

なお、役員とは理事及び監事のことをいう。

(役員報酬)

第2条 役員の報酬は、無報酬とする。

2. 交通費として、理事会及び評議員会、役員研修会等に出席する役員に対して、1回につき5,000円を支払うことができる。

(ただし、第8条の規程により評議員に対して、各年度の総額が24,000円を超えない範囲で支給するものとする。役員に対しては、各年度の総額が36,000円を超えない範囲で支給するものとする。)

3. 監事が定款第18条第1項、第2項の規程により監査を行ったときは、前項の規に準じて、1回につき交通費5,000円を支払うことができる。

(出張旅費)

第3条 役員が法人業務のために出張する場合は、日当1日分5,000円を支給し、交通費等実費弁償を支弁することができる。

(改廃)

第4条 この規定を改廃する必要がある場合は、評議員会の承認を経なければならない。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(公表)

この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(附則)

この規程は、令和4年6月17日から施行する。